

# 奈良工業高等専門学校企画会議規程

平成17年4月 1日制定  
令和 7年3月13日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に企画会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を企画・立案する。

- 一 本校の運営に関する基本方策に関すること
- 二 本校の教育，研究の基本方策に関すること
- 三 予算等財務に関する基本方策に関すること
- 四 施設，設備の整備等に関する基本方策に関すること
- 五 その他本校の管理，運営に関する重要事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長（教育担当）
- 三 副校長（学生担当）
- 四 副校長（寮務・グローバル教育担当）
- 五 副校長（専攻科・研究推進担当）
- 六 副校長（総務・広報担当）
- 七 事務部長
- 八 総務課長及び学生課長

(議長)

第4条 会議に議長を置き、校長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議の開催)

第5条 会議は、原則として毎月1回開催するものとし、必要ある時は臨時に開催することが出来る。

(委員以外の者の出席)

第6条 会議が必要と認めるときは、議長は委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は、総務課で行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。